

太陽光発電設備（償却資産）について

太陽光発電設備（太陽光発電システム）についても償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

（1）申告が必要な方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業に供している資産になるため、発電出力や売電をされているかされていないかにかかわらず、償却資産としての申告が必要になります。（リース資産などは除く。）
個人	設置場所や余剰売電、全量売電にかかわらず、発電出力 10kw（事業用）以上である場合は、償却資産としての申告が必要になります。

申告が不要な方

- ・個人で所有しており、発電出力 10kw 未満の太陽光発電設備であること。
- ・家屋の屋根材として評価している屋根に付帯する太陽光発電設備であること。

（2）償却資産として申告していただく資産の例

- ・太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナーなど
- ・フェンスやその他設置工事費用、舗装路面など

固定資産税（償却資産）については、該当資産を所有されているかぎり、毎年（1月末日までに）申告が必要になります。（地方税法第 383 条の規定）

ご不明な点がございましたら、下記のご連絡先までお問い合わせください。

亀岡市役所市民生活部
税務課固定資産税係
0771-25-5013（直通）